

介護職員初任者研修 ・ 介護福祉士実務者研修

受講料等の一部を補助します！！

函館市では、新たな介護職員等の就労促進と、すでに介護職員等として働いている方のキャリアアップを支援するため、『介護職員初任者研修』・『介護福祉士実務者研修』の受講料等の一部を補助します。

補助対象者

- 都道府県知事の指定を受けた事業者が実施した研修を受講し、修了している
- 函館市内の介護サービス事業所等で介護職員等として勤務している
- 介護サービス事業者等に直接雇用されている（派遣職員等ではない）
- 研修の修了日が申請日の過去1年以内である
- 受講料等に対して、国、道または他の地方公共団体等から同種の補助金等を受けていない
- 高等学校等または大学等の授業等において受講した研修ではない
- （個人申請）受講料等の全額または一部を自己負担している
- （法人申請）対象となる受講者が受講した研修に係る受講料等を**全額**負担している
- （法人申請）自らが研修の実施機関として開講する研修ではない

補助対象経費

- 研修の実施機関に直接支払った受講料、テキスト代、実習代
 - ※ 補講等に係る費用等は含みません
 - ※ （個人申請）法人から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成された額を除いた金額です
 - ※ （法人申請）介護職員等が負担した受講料等の全額に対して金銭（支給金）を支給した場合も対象です

補助金の額

- 補助対象経費の1/2以内の額（千円未満の端数は切り捨て、上限5万円）
 - ※ 介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修のそれぞれに対し、受講者1人につき1回を限度とします

【参考】補助金額の例

受講料等9万5千円	補助対象者負担（4万8千円）	市補助金（4万7千円）
受講料等12万円	補助対象者負担（7万円）	市補助金（5万円）
受講料等12万円 法人からの助成ありの場合	補助対象者負担（4万5千円）	法人負担（3万円） 市補助金（4万5千円）

問合せ先

担当：函館市保健福祉部地域福祉課

住所：函館市東雲町4番13号

電話：21-3289

HP：<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017033100025/>



申請書類（個人申請）

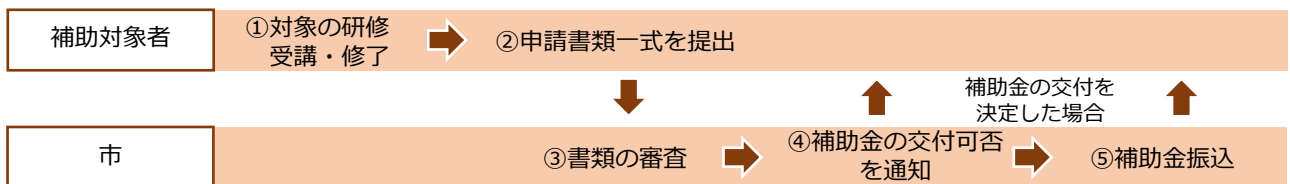
- 交付申請書（別記第1号様式－1）
- 研修の修了証明書の写し
- 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し
※ あて名が申請者のもの
- 雇用証明書（別記第2号様式）
※ 1か月以内に発行されたもの
- 介護サービス事業者等から受講料等に対し助成を受けている場合は、助成を受けたことが分かるもの

申請書類（法人申請）

- 交付申請書（別記第1号様式－2）
- 研修の修了証明書の写し
- 研修の実施機関発行の受講料等の領収書の写し
※ あて名が法人のもの
※ 介護職員等に対し支給金を支払った場合は、受講した介護職員等のあて名でも可
- 雇用証明書
※ 1か月以内に発行されたもの
- 介護職員等に支給金を支払っている場合は、支給明細書の写し

補助を受けるための流れ

- ① （補助対象者）介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修を受講し、修了する
- ② （補助対象者）交付申請書と必要書類をそろえて市に提出する
- ③ （市）提出された書類を審査
- ④ （市）補助金の交付可否を通知
- ⑤ （市）申請書に記載されたの振込先に振込（②から3週間程度かかります）



補助対象事業所

○ 介護保険法

【居宅サービス】

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護

【施設サービス】

- ・介護福祉施設サービス
- ・介護保健施設サービス
- ・介護医療院サービス

【地域密着型サービス】

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【介護予防サービス】

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護

【地域密着型介護予防サービス】

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護（医療に係るものを除く。）
- ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援
- ・共同生活援助

○ 老人福祉法

- ・養護老人ホーム

○ 生活保護法

- ・救護施設

※ 公的機関が設置、運営する施設は除きます